

山形県公報

令和3年8月31日(火) 第234号

毎週火・金曜日発行

_				
	目	次		
_				
	告	示		
○救急病院等の告示			(医療政策課)	871
○地域登録検査機関の登録の更新				
○肥料登録の有効期間の更新				
○公共測量の実施の通知			(農村計画課)	同
○国土調査の成果の認証			(同)	… 同
○同			(同)	874
○同			(同)	… 同
○同			(同)	… 同
○土地改良区の役員の退任の届出			· (最上総合支庁農村計画課)	875
○土地改良区の役員の就任の届出			· (同)	… 同
○道路の区域の変更			· (村山総合支庁建設総務課)	876
○同			・ (同)	···877
○県道の供用の開始			・ (同)	… 同
○同			・ (同)	… 同
○事業の認定				878
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の)一部を改正す	る規程	(会 計 局)	879
	公安委員 規	会関係 則		
○山形県警察職員の賞じゆつに関する条例	前施行規則等の	一部を改正する規則	[883
			•	
	告	示		
○山形県指定自動車教習所規程等の一部を	と改正する規程			884
	選挙管理委	員会関係		
	告	示		
○政治団体の設立○政治団体の届出事項の異動○政治団体の解散○資金管理団体でなくなった旨の届出				····886 ···· 同
- -	告	示		
山形県告示第689号				
次の病院は、救急病院等を定める省令(略 令和3年8月31日	召和39年厚生省	令第8号)第1条第	31項に規定する救急病院であ	うる 。

山形県知事

吉

村 美栄子

名		称		所	在	地	認定期	間	
白	鷹	町	立	病	院	西置賜郡白鷹	町大字荒砥甲50	令和3年10月1 令和6年9月30	

山形県告示第690号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1)登録年月日及び登録番号 令和3年8月23日75

> (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 有限会社山形川西産直センター 代表取締役 平田 勝越 東置賜郡川西町大字下小松1672-1

- (3) 農産物検査を行う農産物の種類 国内産玄米
- (4) 登録の区分 品位等検査(5) 豊産物絵本を行う
- (5) 農産物検査を行う区域 山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

E	E	名		農産物検査を行う農産物の種類	備考
平	田	啓 -	_	玄米	国内産農産物に限る。
平	田	勝;	越	玄米	
平	田	由,	姫	玄米	

2 (1) 登録年月日及び登録番号

令和3年8月23日

76

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 農事組合法人山形おきたま産直センター 代表理事組合長 竹田 久一 南陽市漆山1068

(3) 農産物検査を行う農産物の種類 国内産玄米

- (4) 登録の区分 品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域 山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

J	夭	名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
近	野	肇	玄米	国内産農産物に限る。
竹	田	聡	玄米	
野	П	博人	玄米	

山形県告示第691号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録 の有効期間を更新した。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美栄子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の 規 格	生名	産	業住	者	有効期限
山 形 県 第 446 号	混合有機質肥料	豆腐かす混合米ぬか油粕	窒素全量 2.5 りん酸全量 5.5 加里全量 2.0	含有を許される有 害成分の 最大量 (%)は 公定規格 のとおり	コーコ会社	-株式	酒田市村番地212	公美町13	令和 6. 9.13

山形県告示第692号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次の とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 公共測量を実施する地域 西置賜郡飯豊町大字手ノ子地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年8月11日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類 公共測量 (確定測量)

山形県告示第693号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 調査を行った者の名称
 - 天童市
- 2 調査を行った期間 令和元年6月6日から令和3年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 天童市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域

大字藤内新田及び大字蔵増の各一部

5 認証年月日

令和3年8月20日

山形県告示第694号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 調査を行った者の名称

飯豊町

2 調査を行った期間

令和元年7月1日から令和3年3月5日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

飯豊町地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字萩生の一部

5 認証年月日

令和3年8月20日

山形県告示第695号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 調査を行った者の名称

上山市

2 調査を行った期間

令和元年5月23日から令和3年3月17日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

上山市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

美咲町一丁目、美咲町二丁目、矢来一丁目、矢来二丁目、矢来四丁目及び南町の各一部

5 認証年月日

令和3年8月20日

山形県告示第696号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

長井市

2 調査を行った期間

平成28年4月1日から令和3年3月25日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

長井市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

今泉の一部

5 認証年月日

令和3年8月20日

山形県告示第697号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、戸沢村土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏		名			住	所
理事	黒	坂	文	身	3	最上	郡戸沢村大字神田334番地	
同	小	野		另	24	同	松坂123番地1号	
司	松	坂	雄	_	-	同	津谷27番地	
司	大	Щ	吉	良	ß	同	松坂757番地	
同	木	村		毎	女	同	神田981番地	
同	荒	Л	健	_	-	同	名高958番地	
同	早	坂	藤	_	-	同	岩清水1647番地	
同	柿	嵭	五.	兵 徫	f	同	神田506番地	
同	松	田	_	身	3	司	名高1013番地	
同	早	坂	修	_	-	同	蔵岡96番地	
同	大	友	_	身	3	同	津谷1801番地1	
司	荒	木	庄	Ł	1	同	鮭川村大字中渡90番地	
同	野	尻	安	ŧ	ŧ	同	戸沢村大字松坂349番地	
同	佐	藤	健	Ü	7	同	神田281番地10	
監 事	安	食			-	同	蔵岡1570番地	
同	星	ЛП	慶	ži		同	松坂630番地	
同	髙	橋	隆	_	-	同	神田869番地	

山形県告示第698号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、戸沢村土地改良区の役員に次の者が就任した 旨の届出があった。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の	別		氏	名			住	所
理	事	黒	坂	文	男	最上	郡戸沢村大字神田334番地	
同		小	野		宏	同	松坂123番地1号	
同		松	坂	雄	_	同	津谷27番地	
同		早	坂	修		同	蔵岡96番地	
同		木	村		敏	同	神田981番地	
同		荒	ЛП	健	_	同	名高958番地	
同		野	尻	安	夫	同	松坂349番地	
同		佐	藤	健	次	冝	神田281番地10	
同		安	喰	秀	弥	同	鮭川村大字佐渡1756番地	
同		影	澤	裕	之	同	戸沢村大字神田2174番地2	
同		荒	ЛП	和	明	同	名高1010番地	
同		八	鍬	雄	_	同	松坂749番地	
同		山	科	和	英	恒	岩清水116番地	
同		齊	藤	輝	仁	同	津谷39番地	
監	事	安	食		_	同	蔵岡1570番地	
同		中	鉢	信	吾	同	松坂613番地	
同		髙	橋	直	口	三 同 神田901番地		
同		佐	藤	雄	次	同	古口4288番地	

山形県告示第699号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供す

なお、関係図面は、村山総合文厅建設部建設総務課において令和3年8月31日から同年9月14日まで練覧に供する。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字荒谷字北原1969番 6 から 同 荒谷原1973番32まで		旧	25. 5 メートル く 9. 6	メートル 152
同	上	新	77.5 メートル く 10.0	メートル 175

山形県告示第700号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供する。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字荒谷字北原1967番7から 同 荒谷原1941番1626まで		旧	17. 2 メートル く 13. 8	メートル
同	上	新	27.9 メートル く 13.8	メートル

山形県告示第701号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供する。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字北原1969番6から

同 荒谷原1973番32まで

3 供用開始の期日 令和3年8月31日

山形県告示第702号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供する。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字北原1967番7から

同 荒谷原1941番1626まで

3 供用開始の期日 令和3年8月31日

山形県告示第703号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 起業者の名称

山形市

2 事業の種類

西部工業団地公園再編事業及びこれに伴う農業用水路付替工事

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 山形市大字柏倉字高木、田吹及び佐倉宿地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

西部工業団地公園再編事業(以下「本体事業」という。)は、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地 方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に 該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する農業用水路の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

山形市では、少子高齢化を伴った人口減少が進み、地域の活力低下を招くとともに、様々な面で市民生活に影響を及ぼすことが懸念される社会情勢を踏まえ「山形市発展計画」を策定、令和2年3月に第2期となる「山形市発展計画2025」を策定し、健康医療先進都市の確立に向け健康寿命の延伸をはじめ、まちの魅力を高めるための取り組みを推進している。西部工業団地公園再編事業は、当該計画の公園整備の主要事業に位置づけられている。

本件事業は、開設から40年以上経過し老朽化が顕著であり、駐車場が無いことから利用者が少ない状況にある西部工業団地内の公園 2 施設及び運動広場 1 施設と、霞城公園内にあったソフトボール場の機能を集約し、市民が気軽にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組める都市公園を整備するものである。地域住民の憩いの場、交流拠点として賑わいを創出するとともに、市民の健康づくりの推進、スポーツ大会開催による交流人口の増加に伴う経済効果が期待される。

また、災害発生時は地域住民の一時避難場所になるほか、大規模災害発生時には防災拠点としての役割を担うことができ、須川以西地域における広域的な災害対応が可能になる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、起業地に隣接する民家等がなく、騒音規制法に定める基準等を遵守した対策を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業の起業地の選定にあたっては、須川以西地域での広域防災拠点施設とするため、須川以西地域の

南北の中央付近で、事業に必要な面積が確保できる一団の土地であることを条件に3候補地を選定し、交通 利便性、経済性や災害時の安全性等について比較検討した結果、利用者の利便性が高く、造成工事が容易で 事業費が安価であることなどの理由により、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると判断される。

ニ 比較衡量

イで述べた得られる公共の利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

以上により、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - イ 事業を早期に施行する必要性について

(3)のイで述べたように、既存の公園 2 施設及び運動広場 1 施設は老朽化が著しいうえ、駐車場が無いことから利用者が少なく、施設を有効に活用できていない。既に廃止された霞城公園内のソフトボール場の代替施設としての役割が果たせず、ソフトボール競技者の活動に影響を及ぼしている。

また、広域防災拠点を整備することにより、須川以西地域において大規模災害時の広域的な災害対応が可能となる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条 第4号の要件を充足すると判断される。

- (5) 結論
 - (1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第704号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

'	11	東泉支店	"	下安町16番地の	"	IJ	
			8				
別表第2中							
MAX 97 2 T	"	寒河江支店	寒河	江市大字寒河江字	"	"	
			赤田	62番地の 1			

	東泉支店	"	下安町16番地の	"	JJ.	
		8				に、

	JJ	文園支店	11		"	11		<u>خ</u>	
	JJ	文園支店	II .		"	"			
	JJ	寒河江支店	寒河江市中央番33号	一丁目 2	"	"		に改める。	
別表	第5中	"		12号	丁一丁目:			"	
7,732		II		# 久信番3号	果田三丁	目 1	")) 	ال
	JJ	西支店	# 久保田番3号	三丁目 1	II	"		\(\tau_{\cdots}	
	JJ	北営業部	# 大野目番11号	三丁目 1	II	JJ			
	JJ	県庁通支店	ッ あこや 15番37号	町三丁目	II	"		· &	
	"	北営業部	# 大野目番11号	三丁目 1	II	"		\[\tau_{\chi_{\chi}} \]	
	株式会社	きらやか銀行本町支店	山形市旅篭町 番3号	三丁目 2	II	県庁	支店		
	"	桜町支店	II		11	"		· を	

Г						
	株式会社きらや 山形	やか銀行 ジ北支店	山形市旅篭町三丁目2番3号	II	県庁支店	
	ル 本町	丁支店	II	11	II	
	〃 桜町	丁支店	n	II	"	\z\.
	ッ 宮町	丁支店	II .	IJ	11	
	』 東青	青田支店	n	IJ	n	」 を
۲	川 小首	ョ川支店	II	II	II	
	ル 山飛		II	II	11	<i>(</i> 2,
	〃 東青	青田支店	II	II	II	
Γı						J
	山飛	沙南支店	II	IJ	II	
	" 小É	ョ川支店	″ あこや町三丁目 15番37号	IJ	"	を
	ル 山飛	 /東支店	II	"	II	
'						
	<i>"</i> 県庁	宁通支店	n .	II	II	
	〃 山飛		n	II	"	\z\.
	1]

II .	江俣支店	# 桧町四丁目 5番 7号	11	II	
II	宮町支店	ル 宮町一丁目13番 12号	"	n	を
"	江俣支店	# 桧町四丁目5番 7号	"	II	に改める。
└── 附 則 ○規程は、今	5和3年9月6	 日から施行する。ただし	、別表第	 5 の改正規定中	
II .	北営業部	" 大野目三丁目 1番11号	11	II	
II	県庁通支店	" あこや町三丁目 15番37号	II	II	を
11	北営業部	# 大野目三丁目 1 番11号	11	n	(E.
II	東青田支店	II	"	II	· を
JJ	小白川支店	n	"	11	
"	山形東支店	п	"	II	に改める部分及び
II	東青田支店	Л	II	II	
ll ll	山形南支店	II	ıı	II	
II .	小白川支店	# あこや町三丁目15番37号	II	II	を
II	山形東支店	II	"	II	

リ 県庁通支店	ıı	IJ	II
ル 山形南支店	11	11	II.

に改める部分は、同月13日から

施行する。

公安委員会関係

規則

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年8月31日

> 山形県公安委員会 委員長 北 村 正 敏

山形県公安委員会規則第7号

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部改正)

第1条 山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則(昭和42年8月県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「発第 号」を「第 号」に改め、「印」を削る。

様式第2号中「監発第 号」を「監第 号」に改め、「៌回」を削る。

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則(昭和44年2月県公安委員会規則第1号)の一部 を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名印」を「氏名及び」に改める。

(山形県道路交通規則の一部改正)

第3条 山形県道路交通規則 (昭和49年2月県公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第6号中「圓」を削り、備考第3号を削る。

別記様式第7号の2、別記様式第7号の4、別記様式第7号の5、別記様式第7号の6、別記様式第7号の11、別記様式第7号の13、別記様式第7号の14、別記様式第7号の16、別記様式第7号の17、別記様式第7号の20及び別記様式第7号の21中「⑩」を削る。

別記様式第8号、別記様式第8号の2及び別記様式第10号中「⑩」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第11号及び別記様式第12号中「⑩」を削り、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2と する。

別記様式第13号中「⑩」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第15号中「印」を削り、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別記様式第28号及び別記様式第29号中「圓」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第29号の2中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別記様式第31号の4中備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第31号の17中「印」を削る。

別記様式第32号の4中「印」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第36号中「剛」を削る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則(昭和60年3月県公安委員会規則 第4号)の一部を次のように改正する。 別記様式第11号中「印」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部改正)

第5条 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則(平成4年2月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「剛」を削り、備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第3号及び別記様式第10号の2中「剛」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第12号中「印」を削り、備考を削る。

別記様式第13号中「印」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第13号の2及び別記様式第14号中「⑩」を削り、備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第19号中「圓」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

(山形県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)

第6条 山形県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成9年1月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「⑩」を削る。

別記様式第9号中 年2

を (単) 氏名 に改める。

別記様式第10号、別記様式第11号及び別記様式第15号中「印」を削る。

(電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則の一部改正)

第7条 電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則(平成14年3月県公安委員会規則第3号)の 一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「圓」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第3号中「啣」を削り、「販売を中止」を「販売届出事項を変更」に改め、備考1を削り、備考2を 備考とする。

(警備業法施行細則の一部改正)

第8条 警備業法施行細則(平成18年1月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号及び別記様式第11号中「剛」を削る。

(放置違反金に関する規則の一部改正)

第9条 放置違反金に関する規則(平成18年5月県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号及び別記様式第7号中「印」を削る。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第10条 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則(平成19年6月県公安委員会規則第9号)の一部 を次のように改正する。

別記様式第2号中「印」を削る。

(山形県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第11条 山形県暴力団排除条例施行規則(平成23年7月県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号及び別記様式第11号中 「⑩」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月31日

山形県公安委員会 委員長 北 村 正

敏

山形県公安委員会告示第4号

山形県指定自動車教習所規程等の一部を改正する規程

(山形県指定自動車教習所規程の一部改正)

第1条 山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。 別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第9号、別記様式第10号、別 記様式第12号及び別記様式第17号中「⑩」を削る。

別記様式第18号中「印」を削る。

別記様式第19号中「圓」を削る。

別記様式第20号中「立会者印」を「立会者確認」に、「管理者確認印」を「管理者確認」に、「検定者印」を「検定者確認」に改める。

別記様式第21号中「、押印」を削る。

別記様式第22号及び別記様式第27号から別記様式第29号までの規定中「⑩」を削る。

(山形県指定講習機関に関する規程の一部改正)

第2条 山形県指定講習機関に関する規程(平成15年5月県公安委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第7号、別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第15号、別記様式第18号及び別記様式第19号中「印」を削る。

附則

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年8月31日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真 生

1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表	表者	の氏	5名	会i 名	十責任	£者0	の氏	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
立憲民主党山形県 第1区総支部	原	田	和	広	木	村	正	弘	山形市下条町2-12-23	衆議院議員	令和 3. 7.15

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
えんた敏子後援会	遠 田 敏 子	遠 田 幸 樹	酒田市北仁田字広面10の12	令和 3. 7. 1
工藤博後援会	佐 藤 正 幸	渋 谷 修 一	鶴岡市海老島町13-12	7.20
佐藤まり後援会	菅 原 成 規	佐 藤 覚	鶴岡市大山二丁目35-46	7.26
鶴岡再興をともに実現す る市民の会	高田正幸	佐藤和人	鶴岡市友江字川向43番地9号	同
小川隆一後援会	小 川 隆 一	小 川 隆 一	酒田市本町1丁目2番50号	8. 2

山形県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和3年8月31日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内			容				-異動年月日	
政伯団体の石が	名	共助尹伐	新				旧				天 到 十 万 日	
自由民主党真室川 町支部	五十嵐久芳	会計責任者の 氏名	高	橋	秀	則	大	友	又	治	令和 3. 6.22	

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		異動	年 日	
政石団体の名称	名	共 助 尹 垻	新				旧				共到	十月	Н
山形県介護福祉政	高梨正章	主たる事務所	山形市山家町2-7-				東村山郡山辺町大字大				令和	П	
治連盟	向 栄 止 早	の所在地	17				塚814-2				3.	7.	2
本間しんいち後援 会	本間武由	代表者の氏名	本	間	武	由	本	間	久	喜	同	7.	5
佐藤よしのり後援 会	根岸捷彦	会計責任者の 氏名	岡	部	亀	義	髙	力	岩	男	同	7. 2	21

山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年8月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

	政	治	寸	体	0	名	称	代	表	者	の	氏	名	解	散	年	月	日
わ	じまみ	き後担	受会					和		嶋	未		希	令和		□ 3. €	6. 9	

山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和3年8月31日

山形県選挙管理委員会

県

委員長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出を した者の氏名				資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
和	嶋	未	希	わじまみき後援会	令和 3. 6. 9

